

北本市老朽空き家等解体補助金

交付申請書の添付書類チェックリスト（**着工前に提出します**）

添付書類		確認欄	備考
① 補助対象工事の見積書のコピー			動産処分がある場合は処分費が分かる見積書を提出して下さい。
② 建物登記事項証明書 ※未登記の場合は、当該年度の物件明細のある固定資産税の納税通知書を提出して下さい。			「さいたま地方法務局 鴻巣出張所」で取得できます。 Tel：048-541-2370
③ 現況写真			敷地全体が分かるように撮影してください。
該当する場合に提出	建物所有権を有する共有者の同意書		共有者全員の提出をお願いします。
	所有権以外の権利を設定している者の同意書		所有権以外の権利を設定している者の全員の提出をお願いします。
	名寄帳等の住宅の床面積が分かる書類 (併用住宅の場合に提出)		<u>一戸建て住宅は不要</u>
	②の書が類提出できない場合	建物の情報確認に関する同意書	—
	納税義務者の課税情報確認同意書	—	—

※交付決定通知書を受理してから着工して下さい。

※交付決定通知書を受理した後に工事内容を変更または中止する場合は、北本市老朽空き家等解体補助金交付決定変更申請書または北本市老朽空き家等解体補助金補助対象工事の中止届出書を提出して下さい。

問合せ

建築開発課 営繕・住宅担当

Tel048-594-5551